

III 參考資料

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター令和4年度業務実績評価に係る評価委員会の意見について

令和4年度における地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務については、「優れた業務の進捗状況にある」と認められる。評価の決定に際しては、次の点について留意されたい。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、令和4年度においても、引き続き各取組において迅速かつ柔軟に対応していると考えられる一方、評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度以前の状況との比較も必要である。
- ・ 病院部門では、高齢者の特性に配慮した「治し支える医療」の実現に向けて、重点医療を中心的に取り組むとともに、地域の医療機関等との連携や「高齢者医療モデル」の確立・普及に努めている。引き続き高齢者の急性期医療を担う病院としての役割を果たしていくことが求められる。
- ・ 研究部門では、高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究について、世界初の技術を開発・利用して筋肉の運動持久力を向上させる新規化合物を発見し、サルコペニア等の筋疾患への予防・治療法への応用に寄与するなど、成果を上げている。引き続き、病院と研究所とを一体的に運営する法人の特長を生かした研究を推進するとともに、研究成果の社会への還元を期待する。
- ・ 令和4年度の新型コロナウイルス感染症への対応においては、病床の一部を休止しながらも、病院部門と研究部門が連携してPCR検査の実施を進め、積極的に患者の受入れを行ったほか、東京都が運営する宿泊療養施設やワクチン大規模接種会場等へ看護師・薬剤師を派遣するなど、公的医療機関としての役割を果たした。引き続き、法人全体が一丸となって感染症対策に取り組むとともに、アフターコロナを見据えた体制の整備や患者確保策のより一層の推進を期待する。

また、第四期中期目標の達成に向けては、法人が次の取組を推進することを期待する。

- ・ 医業収入をより一層確保するための取組を進めるとともに、引き続き経営分析等を活用したコスト管理体制の更なる強化に取り組んでほしい。
- ・ 引き続き、患者満足度調査等を活用しながら、患者サービスの向上に向けた取組を一層推進し、患者中心の医療に取り組んでほしい。

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター第三期中期目標期間業務実績評価に係る評価委員会の意見について

第三期中期目標期間における地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの業務の実施状況は、「優れた業務の達成状況にある」と認められる。評価の決定に際しては、次の点について留意されたい。

- ・ 当初の計画に定めのない、新型コロナウイルス感染症の流行などの非常事態における取組や事業継続に向けた体制確保等についても、評価の視点に加える必要がある。
- ・ 「高齢者のための高度専門医療及び研究を行う」ことを目的として設立された法人として、超高齢社会において重点的に求められる疾患領域に的確に取り組み、着実に成果を上げている。
- ・ 地域の医療機関への訪問活動の強化や新型コロナウイルス感染症の流行下におけるPCR検査及びワクチン接種の実施、適切な入退院支援等を推進し、地域連携の強化を図っている。
- ・ アフターコロナを見据え、経営基盤のより一層の強化に向け、引き続き医業収支の改善に努めてほしい。
- ・ 今後、前述した法人の設立目的に照らし、その機能をより的確に判断できるよう、評価指標や実績報告の在り方について更に検討していくことが必要である。

また、第四期中期目標の達成に向けては、法人が次の取組を推進することを期待する。

- ・ これまで培った技術・知見、病院と研究所が一体化した法人である強みを生かし、高齢者が健康な状態をより長く維持できるよう、健康寿命の延伸に寄与すること。
- ・ 公的医療機関として、地域連携を一層推進するとともに、地域や次世代における質の高い専門人材を育成すること。
- ・ 研究成果の情報発信や社会・都民への還元に向けた取組を一層推進すること。
- ・ 自律的な法人運営の基礎となる経営基盤の確立を目指し、更なる収支改善に取り組むこと。

**東京都地方独立行政法人評価委員会 委員名簿
(令和5年7月1日現在)**

◎ 委員長（分科会長） ○ 分科会長

分科会	氏 名	所 属
公立大学	◎ 大野高裕	早稲田大学 理工学術院創造理工学部 教授
	梶間栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表
	杉谷祐美子	青山学院大学 教育人間科学部教育学科 教授
	鈴木陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部共生・社会政策部 主任研究員
	村瀬賢芳	日本製鉄株式会社 取締役 監査等委員
	最上善広	放送大学 客員教授 放送大学 東京足立学習センター所長 お茶の水女子大学 名誉教授
	山口忍	茨城県立医療大学 保健医療学部看護学科 教授 茨城県立医療大学 地域・社会貢献研究センター長
試験研究	○ 波多野睦子	東京工業大学 工学院電気電子系 教授
	大橋玲子	監査法人八雲 代表社員
	鈴木哲也	慶應義塾大学 理工学部機械工学科 教授
	武田則秋	日刊工業新聞社 デジタルメディア局長
	林英夫	武州工業株式会社 相談役
高齢者医療・研究	○ 大内尉義	国家公務員共済組合連合会虎の門病院 顧問 公益財団法人沖中記念成人病研究所 代表理事
	藍真澄	東京医科歯科大学病院 保険医療管理部 教授 東京医科歯科大学大学院 教授
	大橋裕子	大橋裕子公認会計士事務所 所長
	土谷明男	公益社団法人 東京都医師会 副会長
	永山悦子	毎日新聞論説委員
都立病院	○ 福井次矢	東京医科大学茨城医療センター 病院長
	井伊雅子	一橋大学国際・公共政策大学院 教授
	大坪由里子	公益社団法人 東京都医師会 理事
	児玉修	児玉公認会計士事務所 所長
	坂本すが	東京医療保健大学 副学長
	本田麻由美	読売新聞東京本社 編集局医療部 編集委員
	山口俊晴	公益財団法人 がん研究会有明病院 名誉院長

(委員長、分科会長を除き五十音順、敬称略)
- 93 -

東京都が設立する地方独立行政法人の評価に関する指針

つて行うものとする。

- (7) 評価は、法人が法第28条第2項に基づき作成する、法人の業務実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を活用するものとする。

- (8) 評価は、法人の業務運営の改善のほか、法第30条第1項に定める業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用するものとする。

- (9) 法第28条第5項に定める評価の結果をまとめたもの（以下「評価書」という。）は、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、中期目標の達成状況並びに中期計画及び年度計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載した上で公表するものとし、透明性の確保及び都民への説明責任の徹底を図るものとする。

3 本指針の対象

- (1) 法第28条第1項各号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）
(2) 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

- ア 法第28条第2号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
イ 法第28条第1項第3号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

第2 評価の基本的な考え方について

1 総論

- (1) 都が法人に示した中期目標並びに法人が策定した中期計画及び年度計画において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る議会審議、法人及び都が実施する監査等の中期目標策定期後に生じた課題への対応のほか、法人の自主的な取組についても評価を行う。
(2) 知事による目標策定と評価に基づくPDCAサイクルを十分に機能させるという制度の趣旨を踏まえ、法人の過去の業務実績評価等の結果を活用して評価する。
(3) 各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながる実効性のある評価を実施する。

- また、その際、都の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。
(4) 評価に当たっては、各法人に対する社会的要請を踏まえるとともに、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの観点を常に持つものとする。
(5) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評価（以下「項目別評価」という。）と、項目別評価を基礎とし法人全体を評価する全体評価（以下「全体評価」という。）によつて行う。
※「東京都が設立する地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針（以下「目標策定指針」という。）」第2の2（3）の評価単位を示す。

- (6) 評価は、中期目標、中期計画及び年度計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によつて行うものとする。
所管局は、法人の自己評価結果と評議委員会の意見のみに依拠せず、都として的確な意見聴取を行うものとする。

2.9 総行革行第754号
平成30年3月26日
改正 2.総行革行第530号
令和3年3月18日

第1 本指針の位置付け

本指針は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の評価に関する指針である。本指針に基づいた評価を実施するため、都が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）ごとに評価の基準を別途作成する。ただし、東京都公立大学法人を対象に東京都地方独立行政法人評議委員会（以下「評議委員会」という。）が行う法第78条の2第1項の評価の方針、方法等についても、評議委員会が別に定める。

2 本指針の基本的な考え方

- (1) 都が法人に示した中期目標並びに法人が策定した中期計画及び年度計画において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る議会審議、法人及び都が実施する監査等の中期目標策定期後に生じた課題への対応のほか、法人の自主的な取組についても評価を行う。
(2) 知事による目標策定と評価に基づくPDCAサイクルを十分に機能させるという制度の趣旨を踏まえ、法人の過去の業務実績評価等の結果を活用して評価する。
(3) 各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながる実効性のある評価を実施する。
また、その際、都の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。
(4) 評価に当たっては、各法人に対する社会的要請を踏まえるとともに、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの観点を常に持つものとする。
(5) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評価（以下「項目別評価」という。）と、項目別評価を基礎とし法人全体を評価する全体評価（以下「全体評価」という。）によつて行う。
※「東京都が設立する地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針（以下「目標策定指針」という。）」第2の2（3）の評価単位を示す。

- (6) 評価は、中期目標、中期計画及び年度計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によつて行うものとする。
所管局は、法人の自己評価結果と評議委員会の意見のみに依拠せず、都として的確な意見聴取を行うものとする。

第2 評価体制

- 法人の業務実績の評価は、当該法人に係る知事の職務を所掌する局が行う。
また、評価の実効性・客觀性を担保するため、評価に当たっては、評議委員会からの意見聴取を行うものとする。

評価を行うために、日頃から法人と十分なコミュニケーションを取り、法人の業務運営の状況把握に努めるものとする。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

(1) 年度評価

ア 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。
イ 各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。

ウ 目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該項目の評価だけでなく全体評価に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況や当該不祥事を生じさせた背景等にも留意するものとする。

エ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかつた場合や、外部要因に対して法人が自主的努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）

ア 見込評価

（ア）見込評価は、評価の結果を業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

（イ）中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び当該目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行うものとする。

（ウ）評価の結果を踏まえ業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、次期中期目標を適切に策定する。

（エ）3（1）年度評価のウ及びエは、見込評価について準用する。その際、3（1）ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えるものとする。

イ 期間実績評価

（ア）期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。
（イ）中期目標期間終了時ににおいて、当該目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の業務実績を調査・分析し、当該目標期間における目標の達成状況の全体について総合的な評価を行うものとする。

（ウ）見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に乖離がある場合、見込評価時に算出した評価結果を修正する。

ある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標の変更の必要性について検討する。

（エ）3（1）年度評価のウ及びエは、期間実績評価について準用する。その際、3

（1）ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えるものとする。

4 自己評価結果の活用等

（1）業務実績等報告書は、都民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の改善へ活用するとともに、併せて、知事が行う評価のための情報提供に資することなどを目的として作成する。

（2）法人に対して、評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある業務実績等報告書の作成を求める。その際、法人の過度な負担とならないよう配慮する。

（3）年度評価及び中期目標期間評価においては、客観性を考慮しつつ業務実績等報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。

（4）法人は、上記の知事の評価の円滑化に資するよう、業務実績等報告書の作成に当たって、以下の点に努める。

ア 3、5及び6を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

イ 法人の業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

ウ 業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得る評価単位を設定する。その際、自己評価を適正に行うため、当該評価単位は知事が行う評価単位と整合するよう留意する。

エ 自己評価において業務運営上の課題を発見した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

5 評価単位の設定

項目別評価は、目標策定指針に基づき、中期目標を定めた項目を基準として評価単位を設定し、評価を行う。

見込評価の結果、当該期間に設定した目標について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の設定に適切に反映させる。

より的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評価を行うことは妨げない。

6 評価の方法等

目標・計画と実績との比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し、対応を促す観点から、以下の方法等によ

- り評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。
- (1) 法人から必要かつ十分な資料の提出を受けるとともに、法人理事長からのヒアリングを実施するほか、役員等から必要な情報を収集する。
- (2) 目標・計画と実績の差異及び事業別予算と決算の差異についての要因分析を実施する。なお、目標・計画と実績は、評価単位ごとに項目別評価の各項目において記載する。
- (3) 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- (4) 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。また、同業種の法人や民間企業等との比較・分析を行う。
- (5) 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。
- (6) 評価委員会から意見聴取を行い、評価委員の専門的知見を活用することで、評価の実効性・客觀性を確保する。
- 上記のほか、必要に応じて法人に対する現地調査を行うなど、評価の実効性を確保するための手法を適用する。

7 項目別評価及び全体評価の方法、評価区分

(1) 年度評価

ア 項目別評価

(ア) 評価区分

- ① 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

- ② 「B」を標準とする。

各評価項目の業務実績と評価区分の関係は別表1のとおりとする。

(イ) 項目別評価の留意事項

- ① 評価を付す際には、その評価の根拠を合理的かつ明確に記述する。特に、評価根拠となる実績データについては、業務実績等報告書における記載箇所を記述するなど、明確に示す。
- ② 最上級の評価「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫

・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与

- ・ 重要なかつ難易度の高い目標の達成等について具体的かつ明確に説明するものとする。
- ③ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な場合にはその旨記載する。
- イ 全体評価
- 全体評価は、記述による総合評価を行う。
- イ 全体評価の記述
- (ア) 全体評価の記述
- ① 次の②及び③を踏まえて、別表2の例を参考にした評語を記載する。
- ② 項目別評価について総括する。
- ・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - ・ 業務運営等に関する改善すべき事項及び方策
- 特に、法第28条第6項に定める業務改善命令が必要な事項については、その旨を具体的かつ明確に記述する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
 - ③ 法人全体の評価に影響を与える事象について記述する。
- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評価に影響を与える事象
 - ・ 目標策定指針第2の1 (2) の法人全体を総括する章において記載される法人のミッション・役割の達成について特に考慮すべき事項
 - ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応等）
- ④ 全体評価の冒頭には、当該評価を要約した項を設け、①の評語とともに、「高く評価すべき事項」や「改善すべき事項」などをまとめ、都民に分かりやすく提示する。
- (イ) 全体評価の留意事項
- 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評価を基礎とした場合の評価から更に引下げを行うものとする。
- また、当該事象を生じさせた、マネジメント上の欠陥等に対する要因分析や対応策の検証を行い、評価に反映するものとする。
- (2) 中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）
- ア 項目別評価
- (ア) 評価区分
- (1) ア (ア) 年度評価
- (イ) 項目別評価の留意事項
- ただし、各評価項目の業務実績と評価区分の関係は別表3のとおりとする。
- ① 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業

務実績見込みと実際の業務実績との間に大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。
② 評価に併せ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

上記のほか、（1）ア（イ）年度評価における項目別評価の留意事項と同様の取扱いとする。

イ 全体評価

（ア）全体評価の記述

（1）イ（ア）年度評価における全体評価の記述と同様の取扱いとする。ただし、評語について別表4の例を参考にするものとする。

（イ）全体評価の留意事項

- ① 見込評価においては、評価のほか、業務及び組織の全般にわたる検討及び次期中期目標策定に開して取るべき方策を記載する。
- ② 期間実績評価においては、評価のほか、見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項を記載する。
- ③ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、全体評価の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。
上記のほか、（1）イ（イ）年度評価における全体評価の留意事項と同様の取扱いとする。

第3 評価結果の活用等

1 評価結果の活用等に関する事項

- （1）法人は、評価結果を中期計画の見直し、翌年度の年度計画の策定及び次期中期計画の策定並びに法人内部の組織体制の見直し、人事計画、法人内部の予算配分及び業務手法の見直し等に活用するものとする。
- （2）法人は、評価結果を中期目標の見直し、業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定のほか、都の政策等に反映させる。
- （3）項目別評価で「D」評価を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しをするものとする。
- （4）業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。
- （5）評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が発見された場合には、翌年度以降、当該課題への法人の対応状況について適正に評価する。

- （1）法人は、法第29条に定める、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組を取りまとめた報告書（以下「評価結果反映報告書」という。）について、翌事業年度に行う知事の評価の中で記載内容をチェックできるよう、業務実績等報告書の提出時期に合わせて作成し、知事に提出するとともに公表する。
- （2）法人は、（1）の取りまとめに際して、評価で指摘された事項について、中期計画、年度計画への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。
- （3）都是、法人が評価委員会における審議の内容を、その業務運営に活用できるよう、適切な助言を行う。

- 3 評価結果等の公表に関する事項
 - （1）業務実績等報告書、評価結果反映報告書、評価書並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果（以下「評価書等」という。）は4のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。
 - （2）評価書等は、都や法人のホームページなど、広く都民に周知できる方法で公表するものとする。
 - （3）評価に活用したデータ等についても、検証可能性の確保に留意した上で、積極的に公表に努める。
- 4 評価のスケジュールに関する事項
 - 評価結果を業務運営の改善等に適切に反映できるよう、予算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。
具体的には、以下のスケジュールが想定される。
 - （1）業務実績等報告・評価結果反映報告
6月末までに業務実績等報告書・評価結果反映報告書を提出し、速やかに公表する。
 - （2）知事による評価
ア 年度評価
8月上旬を目途に評価委員会から意見聴取の上で評価を完了し、法人に通知し、公表する。
イ 見込評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討
見込評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果については、8月下旬を目途に評価委員会からの意見聴取を完了した上で、法人に通知し、公表する。
 - ウ 期間実績評価
8月上旬を目途に評価委員会から意見聴取の上で評価を完了し、法人に通知し、公表する。

別表 1

	評 語	説 明
5	S	年度計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 <ul style="list-style-type: none"> 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている 実績・成果が卓越した水準にある 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している
6	A	上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
	B	年度計画を上回って実施している項目
	C	年度計画を概ね順調に実施している項目
	D	年度計画を十分に実施できていない

各評価結果については、毎年、東京都議会第3回定期会に報告する。

5 本指針の見直しについて
評価の実効性や法人に関する都の計画、方針等を踏まえ、知事による目標策定・評価に基づくPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人のマネジメントの実効性をより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。

6 本指針の適用について
令和3年4月1日以降に実施する評価から適用する。

<参考>

- 上記の説明は、あくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表 2

評 語
～特筆すべき業務の進捗状況にある
～優れた業務の進捗状況にある
～着実な業務の進捗状況にある
～業務の進捗状況に遅れが見られる
～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ、業務の改善が必要

別表3

	評語	説明
S	中期目標の達成状況が極めて良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち、次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	中期目標の達成状況が良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目で、S評価には該当しない項目
B	中期目標の達成状況が概ね良好である	中期計画に記載された事項を100%計画どおり実施している項目
C	中期目標の達成状況がやや不十分である	中期計画に記載された事項を下回っている項目で、D評価には該当しない項目
D	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である	中期目標の達成状況が下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

<備考>

- ・ 上記の説明は、中期目標期間評価に当たり、より定量的な指標及び客観的な評価基準で評価を行うためのあくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表4

評語
～特筆すべき業務の達成状況にある
～優れた業務の達成状況にある
～着実な業務の達成状況にある
～やや不十分な業務の達成状況にある
～不十分な業務の達成状況にある

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの評価に関する基準

第1 本基準について

1 本基準の位置付け

本基準は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の評価に関する「東京都が設立する地方独立行政法人の評価に関する指針」（29条第4項）に規定する「評価指針」という。を基に、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の評価において必要な基準を定めるものである。

2 本基準の基本的な考え方

(1) 都が法人に示した中期目標並びに法人が策定した中期計画並びに年度計画において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る議会審議、法人及び都が実施する監査等の指摘事項等の中期目標策定後に生じた課題への対応のほか、法人の自主的な取組についても評価を行う。

(2) 知事による目標策定と評価に基づくP D C Aサイクルを十分に機能させるという制度改正の趣旨を踏まえ、法人の過去の業務実績評価等の結果を活用して評価する。

(3) 法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながる実効性のある評価を実施する。

また、その際、都の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえる。

(4) 評価に当たっては、法人に対する社会的要請を踏まえるとともに、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持つ。

(5) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評価（以下「項目別評価」という。）と、項目別評価を基礎とし法人全体を評価する全体評価（以下「全体評価」という。）によって行う。

※「東京都が設立する地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針（以下「目標策定指針」という。）」第2の2（3）の評価単位を示す。

(6) 評価は、中期目標、中期計画及び年度計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行う。

なお、研究に係る事務及び事業については、研究業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。

(7) 評価は、法人が法第28条第2項に基づき作成する、法人の業務実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を活用して行う。

(8) 評価は、法人の業務運営の改善のほか、法第30条第1項に定める業務及び組織の全

般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用する。

(9) 法第28条第5項に定める評価の結果をまとめたもの（以下「評価書」という。）は、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、中期目標の達成状況並びに中期計画及び年度計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載した上で公表し、透明性の確保及び都民への説明責任の徹底を図る。

3 本基準の対象

(1) 法第28条第1項各号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）

(2) 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

ア 法第28条第1項第2号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）

イ 法第28条第1項第3号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

第2 評価の基本的な考え方について

1 総論

地方独立行政法人は、住民サービス等の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画及び年度計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意する。

また、業務運営上の課題についても留意して、当該課題を発見した場合には、それを提示し、法人及び都が実施する監査等の指摘事項等や、過去の評価において提示された課題等への対応状況についても適正に評価する。

2 評価体制

法人の業務実績の評価は、法人所管課が行う。

また、評価の実効性・客觀性を担保するため、評価に当たっては、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見聴取を行う。

法人所管課は、法人の自己評価結果と評価委員会の意見のみに依拠せず、都として的確な評価を行うために、日頃から法人と十分なコミュニケーションを取り、法人の業務運営の状況把握に努める。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

(1) 年度評価

ア 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。
イ 各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

ウ 目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該項目の評価だけでなく全体評価に反映させざるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況や当該不祥事を生じさせた背景等にも留意する。

エ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮する。

(2) 中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）

ア 見込評価

(ア) 見込評価は、評価の結果を業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

(イ) 中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び当該目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行う。

(ウ) 評価の結果を踏まえ業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、次期中期目標を適切に策定する。

(エ) 3(1) 年度評価のウ及びエは、見込評価について準用する。その際、3(1)ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えることとする。

イ 期間実績評価

(ア) 期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。

(イ) 中期目標期間終了時ににおいて、当該目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の業務実績を調査・分析し、当該目標期間における目標の達成状況の全体について総合的な評価を行う。

(ウ) 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標の変更の必要性について検討する。

(エ) 3(1) 年度評価のウ及びエは、期間実績評価について準用する。その際、3(1)ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えることとする。

4 自己評価結果の活用等

(1) 業務実績等報告書は、都民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の

改善へ活用するとともに、併せて、知事が行う評価のための情報提供に資することなどを目的として作成する。

(2) 法人は、評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある業務実績等報告書を作成し、その際、都是、法人の過度の負担とならないよう配慮する。

(3) 年度評価及び中期目標期間評価においては、客観性を考慮しつつ業務実績等報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。

(4) 法人は、上記の知事の評価の円滑化に資するよう、業務実績等報告書の作成に当たって、以下の点に努める。

ア 3、5及び6を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

イ 法人の業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

ウ 業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得る評価単位を設定する。その際、自己評価を適正に行うため、当該評価単位は知事が行う評価単位と整合するよう留意する。

エ 自己評価において業務運営上の課題を発見した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

5 評価単位の設定

項目別評価は、目標策定指針に基づき、中期目標を定めた項目を基準として評価単位を設定し、評価を行う。
見込評価の結果、当該期間に設定した目標について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の設定に適切に反映させる。
より的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評価を行いう場合がある。

6 評価の方法等

目標・計画と実績との比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し、対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保する。

(1) 法人から必要かつ十分な資料の提出を受けるとともに、法人理事長からのヒアリングを実施するほか、役員等から必要な情報を収集する。

(2) 目標・計画と実績の差異及び事業別予算と決算の差異についての要因分析を実施する。なお、目標・計画と実績は、評価単位ごとに項目別評価の各項目において記載する。

(3) 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、溝年比較による趨勢分析等の

財務分析を行ふ。

(4) 研究に係る事務及び事業のうち個別研究内容に関する評価に当たっては、法人が実施する外部研究評価の結果も考慮する。

(5) 法人の過去の実績との比較・分析を行う。また、同業種の他法人等との比較・分析を行う。

(6) 評議員会から意見聴取を行い、評議員の専門的知見を活用することで、評議の実効性・客觀性を確保する。

なお、年度評価及び期間実績評価に当たっては、東京都地方独立行政法人評議員会高齢者医療・研究分科会（以下「分科会」という。）からの意見聴取をもって評議員会からの意見聴取とする。

上記のほか、必要に応じて法人に対する現地調査を行うなど、評議の実効性を確保するための手法を適用する。

7. 項目別評価及び全体評価の方法、評価区分

(1) 年度評議

ア 項目別評議

（ア）評価区分

- ① 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。
- ② 「B」を標準とする。

各評議項目の業務実績と評価区分の関係は別表1のとおりとする。

（イ）項目別評議の留意事項

- ① 評議を付す際には、その評議の根拠を合理的かつ明確に記述する。特に、評議根拠となる実績データについては、業務実績等報告書における記載箇所を記述するなど、明確に示す。
- ② 最上級の評議「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評議にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述する。

具体的には、質的な面として、

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要な難易度の高い目標の達成等について具体的かつ明確に説明する。

- ③ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な場合にはその旨記載する。

イ 全体評議

全体評議は、記述による総合評議を行う。

全体評議を行うに当たっては、項目別評議を基礎とし、政策上の要請等、法人全体の評議に影響を与える事象等を加味して評議を行う。

（ア）全体評議の記述

- ① 次の②及び③を踏まえて、別表2の例を参考にした評議を記載する。
- ② 項目別評議について総括する。

- ・ 項目別評議のうち重要な項目の実績及び評議の概要
- ・ 評議に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 業務運営等に関する改善すべき事項及び方策

- 特に、法第28条第6項に定める業務改善命令が必要な事項については、その旨を具体的かつ明確に記述する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
 - ③ 法人全体の評議を与える事象について記述する。
 - ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評議に影響を与える事象
 - ・ 目標策定指針第2の1（2）の法人全体を総括する章において記載される法人のミッション・役割の達成について特に考慮すべき事項
 - ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応等）
 - ④ 全体評議の冒頭には、当該評議を要約した項を設け、①の評議とともに、「高く評議すべき事項」や「改善すべき事項」などをまとめ、都民に分かりやすく提示する。

- （イ）全体評議の留意事項
- 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評議を基礎とした場合の評議から更に引下げを行う。
- また、当該事象を生じさせると至った、マネジメント上の欠陥等に対する要因分析や対応策の検証を行い、評議に反映するものとする。
- （2）中期目標期間評議（見込評議・期間実績評議）
- ア 項目別評議
- （ア）評議区分
- （イ）ア（ア）年度評議における項目別評議と評議区分の関係は別表3のとおりとする。

- （1）項目別評議の留意事項
- ① 期間実績評議時ににおける項目の業務実績と評議区分の関係は別表3のとおりとする。
- （イ）項目別評議の留意事項
- ① 期間実績評議時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績見込みと実際の業務実績との間に大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。
- ② 評議に併せ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。
- 上記のほか、（1）ア（イ）年度評議における項目別評議の留意事項と同様の取扱いとする。
- イ 全体評議

- (ア) 全体評価の記述
- (1) イ (ア) 年度評価における全体評価の記述と同様の取扱いとする。ただし、評語については別表4の例を参考にする。
- (イ) 全体評価の留意事項
- ① 見込評価においては、評価のほか、業務及び組織の全般にわたる検討及び次期中期目標策定においては、評価の方策を記載する。
 - ② 期間実績評価においては、評価のほか、見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項を記載する。
 - ③ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、全体評価の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行う。
- 上記のほか、(1) イ (イ) 年度評価における全体評価の留意事項と同様の取扱いとする。

第3 評価結果の活用等

1 評価結果の活用等に関する事項

- (1) 法人は、評価結果を中期計画の見直し、翌年度の年度計画の策定及び次期中期計画の策定並びに法人内部の組織体制の見直し、人事計画、法人内部の予算配分及び業務手法の見直し等に活用する。
- (2) 都は、評価結果を中期目標の見直し業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定のほか、都の政策等に反映させる。
- (3) 項目別評価で「D」評価を付した場合、法人は、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこととする。
- (4) 業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じる。
- (5) 評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が発見された場合には、翌年度以降、当該課題への法人の対応状況について適正に評価する。

2 評価結果の業務運営の改善等への反映

- (1) 法人は、法第29条に定める、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組を取りまとめた報告書(以下「評価結果反映報告書」という。)について、翌事業年度に行う知事の評価の中で記載内容をチェックできるよう、業務実績等報告書の提出時期に合わせて作成し、知事に提出するとともに公表する。
- (2) 法人は、(1)の取りまとめに際して、評価で指摘された事項について、中期計画、年度計画への反映、事務及び事業の改廃、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。
- 都は、評価で指摘した事項が適切に記載されているかを確認する。

- (3) 都は、法人が評価委員会における審議の内容を、その業務運営に活用できるよう、適切な助言を行う。

3 評価結果等の公表に関する事項

- (1) 業務実績等報告書、評価結果反映報告書、評価書並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果(以下「評価書等」という。)は4のスケジュールに従い連続なく公表する。
- (2) 評価書等は、都や法人のホームページなど、広く都民に周知できる方法で公表する。
- (3) 評価に活用したデータ等についても、検証可能性の確保に留意した上で、積極的に公表に努める。

4 評価のスケジュールに関する事項

評価結果を業務運営の改善等に適切に反映できるよう、予算要求時を日途に各評価を完了させるよう努める。

具体的には、以下のスケジュールが想定される。

(1) 業務実績等報告・評価結果反映報告

事項	時期	業務内容等	実施主体
評価準備	4月～6月	○業務実績等報告書、評価結果反映報告書作成	法人
実績報告・公表	6月末	○業務実績等報告書、評価結果反映報告書提出 (年度終了後、3か月以内に提出)	法人
		○速やかに公表	

(2) 知事による評価等

ア 年度評価	事項	時期	業務内容等	実施主体
評価・通知・公表	6月～8月	○業務実績の検証(法人からのヒアリング等) ○年度評価結果(案)作成 ○分科会から意見聴取 ○年度評価結果の決定(8月上旬を日途とする。)	知事	
評価結果報告	9月	○年度評価結果の法人への通知及び公表 ○年度評価結果を東京都議会第3回定例会に報告	知事	

事項	時期	業務内容等	実施主体
評価・通知・公表	6月～8月	○業務実績の検証(法人からのヒアリング等) ○年度評価結果(案)作成 ○分科会から意見聴取 ○年度評価結果の決定(8月上旬を日途とする。)	知事

別表 1

公表		わたらる検討結果（案）作成 ○分科会及び評価委員会から意見聴取 ○見込評価結果並びに業務及び組織の全般にわたらる検討結果の決定（8月下旬を目途とする。） ○見込評価結果並びに業務及び組織の全般にわたらる検討結果の法人への通知及び公表
評価結果 報告	9月	○見込評価結果を東京都議会第3回定例会に知事 報告

ウ 期間実績評価

事項	時期	業務内容等	実施主体
評価・ 通知・ 公表	6月～8月	○業務実績の検証（法人からのヒアリング等） ○期間実績評価結果（案）作成 ○分科会から意見聴取 ○期間実績評価結果の決定（8月上旬を目途とする。） ○期間実績評価結果の法人への通知及び公表	知事
評価結果 報告	9月	○期間実績評価結果を東京都議会第3回定例会に報告	知事

評語	説明
S	年度計画を大幅に上回って実施している ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	年度計画を上回って実施している ・ 年度計画を上回る実績・成果を上げている項目で、S評価には該当しない項目
B	年度計画を概ね順調に実施している ・ 年度計画に記載された事項を100%計画どおり実施している項目
C	年度計画を十分に実施できていない ・ 年度計画が年度計画を下回っている項目で、D評価には該当しない項目
D	業務の大幅な見直し・改善が必要である ・ 業務の大幅な見直し・改善が必要である ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている <備考>

5 本基準の見直しについて

評価の実効性や評価指針、法人に関する都の計画、方針等を踏まえ、知事による目標策定・評価に基づくPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人のマネジメントの実効性をより向上させる観点から、適時に本基準の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。

6 本指針の適用について
令和3年4月1日以降に実施する評価から適用する。

評語
～特筆すべき業務の進捗状況にある
～優れた業務の進捗状況にある
～着実な業務の進捗状況にある
～業務の進捗状況に遅れが見られる
～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ、業務の改善が必要

別表3

	評 語	説 明
S	中期目標の達成状況が極めて良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち、次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	中期目標の達成状況が良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目で、S評価には該当しない項目
B	中期目標の達成状況が概ね良好である	中期計画に記載された事項を100%計画どおり実施している項目
C	中期目標の達成状況がやや不十分である	中期計画に記載された事項を下回っている項目で、D評価には該当しない項目
D	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である	中期目標の達成状況が下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な課題がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

<備考>

- ・ 上記の説明は、中期目標期間評価に当たり、より定量的な指標及び客観的な評価基準で評価を行うためのあくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表4

評 語
～特筆すべき業務の達成状況にある
～優れた業務の達成状況にある
～着実な業務の達成状況にある
～やや不十分な業務の達成状況にある
～不十分な業務の達成状況にある

